

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

「経営ビジョン策定担当部長」を「経営ビジョン策定・防災担当部長」に、「財務・防災担当部長」を「財務・資産活用担当部長」に、「防災・財産管理担当課長」を「財産管理担当課長」に改め、「図書、雑誌及び新聞の購入契約」の右に「並びにこれに伴う1件100,000円以下の経費の支出決定」を、「別に定める単価契約済の物品等の調達契約」の右に「及びこれに伴う1件100,000円以下の経費の支出決定」を加える。

第2条第2項中「次長等は」を「前項の規定にかかわらず、次長等は」に改め、「専決を付与されている案件であっても」を削る。

第4条第5項中「京北分室担当課長」を「監理課担当課長」に、「地域事業課長」を「監理課長」に改める。

別表第1課長(配水管理課長,給水工事課長及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。),業務管理担当課長,所長(水質管理センター所長,水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。)及び場長の項第1号中「料金・システム企画担当課長」の右に「,副所長」を加える。

別表第2経理課長の項第12号を削り,同項第13号を同項第12号とし,同表料金・システム企画担当課長の項第3号中「京都市公共下水道事業条例第22条」の右に「,京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条及び京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第20条」を加え,「徴収」を「決定,徴収」に改め,同項第6号中「井戸汚水等」の右に「(水道汚水及び手動式井戸の水に係る汚水以外の汚水をいう。)」を加え,同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 給水の停止に関する事(地下水等利用専用水道(京都市水道事業条例第24条の5第1号に規定する地下水等利用専用水道をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)

別表第2営業所長の項第1号中「給水の停止」の右に「(地下水等利用専用水道及び給水装置工事に係るものを除く。)」を加え,同項第10号を同項第11号とし,同項第6

号から同項第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「京都市公共下水道事業条例第22条」の右に「、京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条及び京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第20条」を加え、「徴収及び」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の決定及び徴収に関する  
こと。

別表第2技術監理室長の項を削り、同表監理課長の項第6号を削り、同項の次に次の1  
項を加える。

監理課担当課長	(1) 所管に属する検査に係る検査員の指名に 関すること。
---------	----------------------------------

別表第2地域事業課長の項及び京北分室担当課長の項を削り、同表給水工事課長の項第  
26号の次に次の1号を加える。

(27) 給水装置の切離しに関すること。

別表第2加圧施設管理事務所長の項を次のように改める。

施設管理事務所長	(1) 断水の実施に関すること。 (2) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (3) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車 に関する規程第2条による駐車に関する許 可に関すること。
----------	---

別表第2下水道部管理課長の項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 下水道分担金の決定、徴収及び減免に関すること。

別表第2下水道管路管理センター所長の項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に  
次の1号を加える。

(6) 下水道分担金の決定及び徴収に関すること。

別表第2下水道管路管理センター所長の項の次に次の1項を加える。

下水道管路管理センター担当 課長	(1) 軽易又は定例的な申請、届出、報告、通知 等に関すること。
---------------------	-------------------------------------

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)